適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。

◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）　　※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	・次の１～４のいずれかに該当するとき 1．修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2．修得した単位数の合計数が標準単位数の５割以下であること 3．履修科目の授業への出席率が５割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4．警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下の「停止」の区分に該当するものを除く。）	【４月以降の給付奨学金の取扱い】 ・給付奨学生の資格を失います。 【４月以降の振込み】 ・振り込まれません。
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること （２回連続して警告となった場合のうち、２回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位４分の１の範囲に属する場合」のみ。ただし、３回連続で警告となった場合を除く。）	【４月以降の給付奨学金の取扱い】 ・給付奨学生の支給が中断されます。 ・学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【４月以降の振込み】 ・振り込まれません。
警告	・次の１～３のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1．修得した単位数の合計数が標準単位数の６割以下であること 2．GPA 等が学部等における下位４分の１の範囲に属すること 3．履修科目の授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【４月以降の給付奨学金の取扱い】 ・給付奨学金の支給は継続します。 ・学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 【４月以降の振込み】 ・振り込まれます。※
継続	・「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	【４月以降の給付奨学金の取扱い】 ・給付奨学金の支給は継続します。 【４月以降の振込み】 ・振り込まれます。※

「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合）

学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。

※ 学修の実態が認められない状況
- 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の１割以下である場合
- 出席率が１割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

※ 「警告」や「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額が０円の場合、振込みはありません。

※ あなたの申請により現在停止中の場合、「継続を希望する」を選択しただけでは振込みが再開されません。所定様式の提出が必要なため、振込みを再開する旨を学校へ申し出てください。

※ 2024 年４月分の振込日は、４月１９日(金)です。

※ 「処置通知」は４月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。４月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。